

消費者庁 同時発表

平成 26 年 5 月 15 日

株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカーのリコールが行われます
(製品回収(返金)、または製品交換)

株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカーについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、平成 24 年 9 月 25 日に製品起因が疑われる事故として公表しています。

株式会社カリタでは、事故の再発防止のため、本日、同社ホームページにおいて、対象製品の回収(返金)、または製品交換を行うことを公表しました。

経済産業省では、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製造事業者の行う製品回収(返金)、または製品交換を受けるよう注意喚起を行ってまいります。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1)事故事象について

株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカーについて、当該製品から出火する重大製品事故が発生しました。重大製品事故が発生し、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は 1 件です。(管理番号:A201200450)

当該事故の原因は、製造時の端子台のビスの締め付け不良により、端子台部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定されます。

また、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に報告された事故は 4 件です。

なお、これら 5 件の事故は、いずれも人的被害には至っておりません。

(2)再発防止策について

株式会社カリタは、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページで公表を行うとともに新聞社告を行い、製品回収(返金)、または製品交換を行います。

2. 対象製品:製品概要、対象製品の確認方法等

(1)製品名:コーヒーマーカー(タリーズコーヒージャパン株式会社ブランド)

(2)対象機種と確認方法等
対象機種:1 機種 対象台数: 1, 280 台

品 番	製造番号	販売期間
AP-103	T1001～T2280	平成 18 年 4 月～平成 21 年



3. 事業者の対応

製品回収(返金)、または製品交換を実施します。

4. 事業者の告知

ホームページへの掲載 平成 26 年 5 月 15 日(木)

新聞社告 平成 26 年 5 月 15 日(木)

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問い合わせ先に速やかにご連絡ください。
(平成 26 年 5 月 15 日から受付を開始)

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

<連絡先>

株式会社カリタ お客様相談室
〒221-0021 横浜市神奈川区子安通 1-111-1
フリーダイヤル(無料):0120-381-750

<受付時間>

9:00~17:00(5 月 25 日までは土日受付)

なお、以下のホームページからインターネットによる申し込みも可能です。

<http://www.kalita.co.jp/apology>

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務流通保安グループ製品安全課
製品事故対策室長 阿由葉
担当:水野、岸田
電話:03-3501-1511(内線 4311)
03-3501-1707(直通)

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200450	2012年9月10日	2012年9月20日	コーヒーメーカー	AP-103(タリーズ コーヒージャパン 株式会社ブランド)	株式会社カリタ(タリーズコー ヒージャパン株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火し、当該 製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は製造時の端子台のビス の締め付け不良により、端子台部で接触不良が 生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定され る。	茨城県	平成24年9月25日に ガス機器・石油機器以 外の製品に関する事 故であって、製品起因 が疑われる事故として 公表していたもの 平成26年5月15日か らリコールを実施